

2024年度青年研修 「防災とまちづくり（防災教育）」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA関西」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、研修員として日本に招いた防災分野の開発の中核を担うインドネシアからの人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、防災行政をはじめ、特定の災害種への対策について必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、「株式会社 シー・ディー・シー・インターナショナル」（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は前年度に実施された本研修の受託機関であり、本研修に関する経緯を熟知し、前年度の研修での議論を踏まえた最も効果的な研修プログラムの検討が可能と考えられます。また、特定者の持つ幅広い防災の知識を生かし、コミュニティ防災から構造物の耐震技術にわたるまで、防災全般における基本的な知識の習得と実践実現に向けた効果的なカリキュラムの策定が可能と考えられます。さらに特定者は幅広い人脈を有しており、優れた講師と視察先の選定が可能で、インドネシアの実情や研修員の要望により即した研修を実施することができる機関であると判断できます。

特定者は、以下「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024年度青年研修「防災とまちづくり（防災教育）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024年度）：2025年1月8日～2025年2月8日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024年度）：2024年10月8日～2025年3月28日（予定）

※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

(2) 資格要件等 :

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき

- 関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
(中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- （※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- （※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- ・ 個人番号利用事務実施者
 - ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
 - ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加 意思確認書 の提出	提出期間	2024 年 4 月 26 日（金）から 2024 年 5 月 14 日（火）午後 5 時まで
	提出場所	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：西岡）

	提出書類	別紙3 参加意思確認書 別紙4 資格審査申請書 別紙5 誓約書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： Nishioka.Midori@jica.go.jp jicaksic-unit@jica.go.jp メールタイトル：【「防災とまちづくり（防災教育）」参加意思確認書の提出（社名〇〇）】
(2) 審査結果の通知	通知日	2024年5月20日（月）
	通知方法	メール又は郵送で通知（参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知） ※なお、特定者には、JICA関西ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
	請求場所	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA関西研修業務課（担当：西岡）
(3) 応募要件無しの理由請求	請求方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： Nishioka.Midori@jica.go.jp jicaksic-unit@jica.go.jp メールタイトル：【「防災とまちづくり（防災教育）」参加意思確認公募／応募要件無しの理由請求（社名〇〇）】
	請求期限	2024年5月28日（火）
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提

出者に無断で使用しません。

- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。

以上

別紙2 「研修委託契約業務概要」

2024年度インドネシア青年研修「防災とまちづくり（防災教育）」 研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

インドネシア青年研修「防災とまちづくり（防災教育）」

(2) 技術研修期間

2025年1月8日～2025年2月8日（予定）

(3) 研修員（予定）

① 定員：12人（予定）

② 研修対象国：インドネシア

③ 研修対象組織・対象者：以下の組織の防災担当の中央省庁及び地方政府の若手担当職員
・ National Agency for Disaster Countermeasure
・ Ministry of Public Works and Housing
・ National Research and Innovation Agency
・ Local government

(4) 研修使用言語：インドネシア語

(5) 研修の背景・目的：

インドネシアは、乾季には干ばつ被害や森林・林野火災、雨季にはスコールや大雨による浸水や洪水被害、地震や火山噴火、地震による津波被害等が発生頻度が高く、自然災害発生リスクの高い国の一である。2004年12月のスマトラ沖地震・津波被害及び2006年5月のジャワ島中部地震、2009年9月に発生したパダン沖地震、2010年9月に発生したメラピ火山噴火及びムンタワイ島津波など継続的に大規模災害が発生しており、災害対策の重要性への認識が近年さらに高まっている。

インドネシア政府自身も、2007年に防災法24号を制定し、2008年には国家防災庁設立を通じ防災体制の強化に取り組んできた。しかしながら、2022年11月に21日にジャワ島西部地震が発生し、建物の耐震化の課題が露呈、津波対策以外の地震対策の必要性が指摘された。

本研修はこうした状況を受け、イ政府からは防災教育はもとより、地震に強いまちづくりに資する研修プログラムの実施を求められている。こういった背景から、本プログラムでは、コミュニティ防災や防災教育といっ

たソフト面と構造物の耐震化といったハード面の両面から地震に強いまちづくりに向けた取り組みについて検討する。

(6) 案件目標 :

阪神・淡路大震災をはじめとした地震災害における行政や市民社会からの教訓・経験に基づいた災害に強いまちづくりの手法を学び、インドネシアに適した防災手法を検討し、実施方法について提案する。

(7) 単元目標（アウトプット）

- ① 日本における構造物対策による事前防災投資に基づいた減災対策を理解する。
- ② コミュニティ・自治体等の連携による災害対策事例を通して、自助・共助・公助の役割分担を理解する。
- ③ 事前防災に関する計画や防災意識醸成の手法を含めた啓発/防災教育の日本での事例を理解する。

(8) 研修内容

1) 研修項目

現状では以下の内容を想定している。

- ① 構造物対策による事前防災投資に基づいた減災対策
建物の強靭化、法整備、都市計画、中央政府としての防災対策促進の施策について
- ② コミュニティ・自治体等の連携による自助・共助・公助の災害対策手法
自治体が行う防災対策、コミュニティの防災能力を高める手法の事例の紹介、自治体と各コミュニティの連携の在り方（BOKOMI）等
- ③ 事前防災に関する計画や防災意識醸成の手法
学校における防災教育、コミュニティにおける防災意識醸成の取り組みについて

2) 当機構が実施するプログラム

ア. 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

イ. ジェネラル・オリエンテーション

技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年10月8日～2025年3月28日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

1) 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則JICA又はJICAが指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行う。

2) 演習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

3) 見学・研修旅行：

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。

4) レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷・配布業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握

- 16) 研修員作成の技術レポート等の回収・評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席、討議の先導
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってインドネシア語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 研修実施にあたり、受注者はJICAの定める対応要領における新型コロナ感染症等に対する感染症対策を徹底することとします。また、感染者発生時にはJICAの定める対応フローに従って対応することとします。
- (4) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上